

地域密着型特別養護老人ホーム「サンケア高岡北」 運営規定
(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 地域密着型特別養護老人ホームサンケア高岡北（以下「施設」という。）は、65 歳以上であって、心身の障害により常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが入居し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう援助することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所のこと。以下同じ。）において入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことが出来るよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。

(定員)

第 3 条

第 1 項 施設の定員は 29 名とする。

第 2 項 ユニット数及びユニットごとの入居者数は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| ①ユニット数 | 3 ユニット |
| ②ユニットごとの入居定員 | かがやき 1 丁目：10 名 |
| | かがやき 2 丁目： 9 名 |
| | かがやき 3 丁目：10 名 |

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 サンケア高岡北（サンケアたかおかきた）
- ②所在地 富山県高岡市長江 464－1

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条

第1項 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|-----------|------|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② 生活相談員 | 1名以上 |
| ③ 介護支援専門員 | 1名以上 |
| ④ 介護職員 | 9名以上 |
| ⑤ 看護職員 | 1名以上 |
| ⑥ 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| ⑦ 医師 | 1名以上 |
| ⑧ 栄養士 | 1名以上 |
| ⑨ 調理員 | 3名以上 |
| ⑩ 事務員 | 1名以上 |

第2項 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業員を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- ① 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- ② 生活相談員
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。
- ③ 介護支援専門員
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- ④ 介護職員
入居者の日常生活の介護、**口腔衛生の管理**及び援助業務に従事する。
- ⑤ 看護職員
医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- ⑥ 機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

⑦医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

⑧栄養士

入居者に提供する食事・**栄養**の管理、入居者の栄養指導に従事する。

⑨調理員

給食業務に従事する。

⑩事務員

庶務及び会計業務に従事する。

第3章 設備及び備品等

(居室及びユニット)

第7条

第1項 居室は、原則個室とする。入居者ごとの居室の決定に際しては、施設が入居者に対して居室の状況等を文書により説明し、入居者の合意を得るものとする。

第2項 居室には、ベッド、ナースコール等を備品として備える。

(共同生活)

第8条 共同生活は、いずれかのユニットに属し、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営めるよう十分な必要な広さを有し、簡易な調理設備その他の備品等を備えている。

(浴室)

第9条 施設は、入居者が使いやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面設備及び便所)

第10条

第1項 施設は、要介護者が使用するのに適した洗面設備をユニットごとに設置する。

第2項 施設は、要介護者が使用するのに適した便所をユニットごとに設置する。

第4章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 11 条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（以下「**重要事項説明書**」という。）を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

（受給資格等の確認）

第 12 条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認することができる。

（入退居）

第 13 条

第 1 項 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対しサービスを提供する。

第 2 項 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

第 3 項 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

第 4 項 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴の把握に努める。

第 5 項 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。

第 6 項 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人その家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退室のための援助を行う。

第 7 項 施設は、入居者の退去に際しては、居宅介護支援事業者に関する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 5 章 サービス

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第 14 条

第 1 項 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第 2 項 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっ

ては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型サービス計画上に位置づけるよう努める。

- 第3項 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 第4項 計画作成介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下、「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画作成介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 第5項 計画作成介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービス内容、及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス原案を作成する。
- 第6項 計画作成介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービスの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 第7項 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 第8項 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画書を入居者に交付する。
- 第9項 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 第10項 計画作成介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。
- ①定期的に入居者に面接する
 - ②定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 第11項 計画作成介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- ①入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - ②入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取扱方針)

第 15 条

- 第 1 項 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 第 2 項 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 第 3 項 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 第 4 項 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等を常に把握しながら、適切に行う。
- 第 5 項 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 第 6 項 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- 第 7 項 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 第 8 項 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第 16 条

- 第 1 項 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 第 2 項 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 第 3 項 施設は、入居者が心身の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 第 4 項 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 第 5 項 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつ

つ、そのおむつを適切に取り替える。

第6項 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

第7項 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

第8項 施設は各ユニットにおいて常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

第9項 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条

第1項 施設は栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

第2項 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

第3項 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。

第4項 施設は、入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第19条

第1項 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

第2項 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

第3項 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第4項 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第20条 施設は、入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第21条 施設的意思又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第22条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与とともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第23条

第1項 サービスを提供した場合の利用料及びその他の費用の額は、**重要事項説明書別紙**記載のとおりとする。

第2項 利用料は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額の1割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

第3項 前項までの費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、あらかじめ入居者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意を得る者とする。

第4項 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供証明書を入居者に交付する。

(利用料の変更等)

第24条

第1項 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

第2項 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得る者とする。

第6章 留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第 25 条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(喫煙)

第 26 条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

(面会)

第 27 条

第 1 項 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録する者とする。

第 2 項 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

第 3 項 面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(外出及び外泊)

第 28 条 入居者は、外泊（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰省する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

(健康保持)

第 29 条 入居者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 30 条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第 31 条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。

- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第 32 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して旨を市町村へ通知する。

- ① 正当な理由無しにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 7 章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第 33 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- ① 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理及び感染症対策)

第 34 条

第 1 項 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

第 2 項 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

第 3 項 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

第 4 項 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(従業者の質の確保)

第 35 条

第1項 施設は従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する

第2項 施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 36 条

第 1 項 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する事を厳守する。

第 2 項 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由無く、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第 3 項 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

第 4 項 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

第 5 項 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第 8 章 虐待防止

(虐待防止に関する事項)

第 37 条

第 1 項 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

第 2 項 虐待防止のための指針を整備する。

第 3 項 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

第 4 項 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 5 項 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第38条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第39条

第1項 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

第2項 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第3項 事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第40条

第1項 施設は非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

第2項 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業員に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。

(業務継続に向けた取り組み)

第41条

第1項 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

第2項 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会及び研修会を行うとともに、その内容を職員に周知徹底する。

第3項 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第10章 その他

(地域との連携)

第42条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第43条

第1項 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

第2項 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第3項 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。(記録の整備)

第45条

第1項 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

第2項 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年保存するものとする。

(苦情解決)

第44条

第1項 施設は提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

第2項 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

第3項 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告するものとする。

第4項 苦情解決に関するその他の事項は、「苦情解決実施規程」において定めるものとする。

(提示)

第45条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示する。

(協力医療機関)

第 46 条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 47 条

第 1 項 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

第 2 項 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従業者から、施設から退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

(その他)

第 48 条

第 1 項 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 2 項 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人新湊福祉会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。